

広島県告示第六百一号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定によって、次の水位周知河川について浸水想定区域を指定する。

その浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示した図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課、河川課及び各河川区間担当建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年六月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 浸水想定区域を指定する水位周知河川

河川の名称		河川の区間				担当地域事務所建設局
一級河川芦田川水系指定区間河手川	左岸	福山市赤坂町大字赤坂から瀬戸川合流点まで		東部建設事務所		
	右岸	"				
一級河川芦田川水系指定区間服部川	左岸	福山市駅家町大字服部本郷地先（おんじ橋上流の橋）から芦田川合流点（県管理区間下流端）まで		"		
	右岸	"				
一級河川太田川水系指定区間南原川	左岸	広島市安佐北区可部町大字上町屋地先（上南原橋）から根谷川合流点まで		西部建設事務所		
	右岸	広島市安佐北区可部町大字南原地先（上南原橋）から根谷川合流点まで				

二 浸水想定区域の指定年月日

平成二十一年六月十五日